

## 『学制一覽』に関する研究

——書誌学的観点から——

内海崎 貴子\*・安藤 隆弘\*\*

### A Study on “Gakusei-ichiran”

Takako UCHIMIZAKI and Takahiro ANDO

#### 要 旨

「学制」の実施要領とされている『学制一覽』は、これまで、学制取調掛長三洲の編輯によるものとされ、その刊行時期は不明であった。また、その体裁や内容についての詳細な研究はなされていない。

筆者らは『学制一覽』の現物を入手することができたことから、まず、その体裁を精査し、刊行時期の特定を試みた。具体的には、書誌学的観点から『学制一覽』の仕様、版元を明らかにした。さらに、『学制一覽』の掲載内容と「学制」関連文部省布達とを比較することによって、その編輯者と刊行時期について検討を加えた。

その結果、以下の3点がわかった。

1. 『学制一覽』の編輯者は学制取調掛長三洲ではなく、三洲の弟で、「学制」発布の頃の文部省職員長冰であった。長三洲と長冰は別人である。
2. 『学制一覽』の刊行時期は、1873（明治6）年3月18日から3月28日の間に限定することができた。
3. 『学制一覽』は、『学制』、『小学教則』、『中学教則略』と同様に、首題はあるが尾題のない木版印刷書籍であり、書誌学的特徴として、匡廓に凸廓が用いられている極めて稀な例であった。

キーワード：日本教育制度史，学制，学区制，長三洲

---

\*助教授 教育学・女性学

\*\*元教授 書道学

## はじめに

日本における最初の近代学校制度の法的根拠となった「学制」が公布されてから、今年で130年である。「学制」に関しては、すでに教育史研究の中で多くの研究蓄積があり、代表的なものとして井上久雄、尾形裕康、倉沢剛などの詳細な研究を挙げることができる<sup>1</sup>。

一方で、本稿で取り上げる『学制一覽』（以下、『一覽』と略記）は、これまで、「学制起草委員のひとりであった長三洲が編集したもの。『学制』実施要領ともいべきもので、『学制』の条文に基づいて実施上必要な要綱を上げている」<sup>2</sup>とされ、「学制」とともに図版として掲載されるに留まっていた<sup>3</sup>。したがって、『一覽』の編輯者はもとより、その内容・刊行時期については詳細に検討されていない。また、『一覽』がどのような経緯で編輯され、どのくらい頒布されていたのかについても明らかになっていない。

筆者らは、『一覽』の現物を入手できたことから、まずその体裁、刊行時期を特定することを試みた。その結果、本稿で明らかにしていくように、書誌学的観点から『一覽』を精査していくと木版和装本としての特異点を見出すことができた。また、『一覽』の第一頁にある編輯者名の長冰は、「学制」の立案に深く関わった学制取調掛長三洲ではなく、その弟であることも分かった。

そこで本論では、まず、編纂者であり蔵版者である長冰について述べ、書誌学的観点から『一覽』の特徴を明らかにする。次に、『一覽』の項目と『一覽』に掲載されている「八大学区全図」を「学制」及び「学制」関連の文部省布達と比較検討し、その刊行時期を推定する。

ところで、本稿で分析対象とする『一覽』は、全編12項目で構成されている。一般の書式では各項目建に数字が用いられるが、『一覽』では項目を本文からせり上げるという記載方法で、項目であることが明示されている。また、各項目の中の解説文は、段落毎に文頭に○をつけて区切るという形式で書かれている。各項目の文字幅（約8mm）は解説文の文字幅（約5mm）よりも約6割大きく、解説文から一字分突出している。

表1に、各項目名と項目ごとの解説文の段落数、項目内に添付された資料・図・表を記した<sup>4</sup>。なお、『一覽』は東書文庫と国立国会図書館に保管所蔵されているが、本研究で使用する『一覽』は安藤隆弘所蔵のものである。

表1 『学制一覽』の項目名・解説文段落数・添付資料

項目名	段落数	添付された資料・図・表
文部省	3	「八大学区全図」
督学局	6	

『学制一覽』に関する研究

地方官	7	「開業許可文例」「官立学校設立伺文例」 「中・小学及私学一覽表」
学区取締	3	「就学男女表」
大学	2	
中学	4	
小学	5	「費用遣払明細書」「書籍器械明細表」 「一ケ年出納明細表」
教員	6	「学資貸渡願書」
生徒	10	「小学免状ノ例」「中学免状ノ例」 「師範学校免状ノ例」「学費給貸願証書」 「給貸生一覽表」 「生徒受業料一覽表」
海外留学生	9	「官撰留学生徒一覽表」
公使	4	「留学生学資金送方一覽」
学費	3	

\* 『学制一覽』より安藤作成

## I. 編輯者長 冰について

### 1. 家系

長三洲と冰の祖先は細川幽斎の長男長谷三位時篤であり、一字姓の「長」を名乗るようになったのは父長梅外からである。冰は梅外の第5子として生まれ、幼名四郎、通称革／綱吉と言った。長三洲は冰の長兄、梅外の第1子である<sup>5</sup>。

号である「冰」は「氷」の本字とされ、その音はヒョウ、訓はこおりで、字義は物体としてこのおりと、透明・清浄または純白無垢を形容する。人名の場合は純白無垢の意を取って音読みとするのが適切である。

『一覽』の開巻第一紙表（略して一オ）の第一行には書名である「学制一覽」、第二行目には「長 冰編輯」という記載がある。このことから、これまで「冰」は長三洲の別号であると考えられてきた<sup>6</sup>。周知のごとく、三洲は、学制取調掛として学制の制定に深く関わった漢学者であり、表2のようにいくつかの実名、別号などがあつた。そのため、「冰」も長三洲の別号の一つと考えられたと思われる。

以下に冰の祖父からの家系を示した。これによると長三洲と冰とは別人であることが分かる。

表2 長三洲の実名・通称・号

幼名	富太郎
通称	太郎 光太郎 世章 三洲 茨(ひかる/あきら) 成章 秋史
号	蝶生 胡蝶生 古味堂 珠陽 秋心閣主 韻草 静妙子 紅雪 静妙 棠珠道人 幽玄菴 才翁
その他	野沢主馬 長光太郎平重光

\*中島三夫『長三洲』(私家版, 1979年) から安藤作成<sup>7</sup>

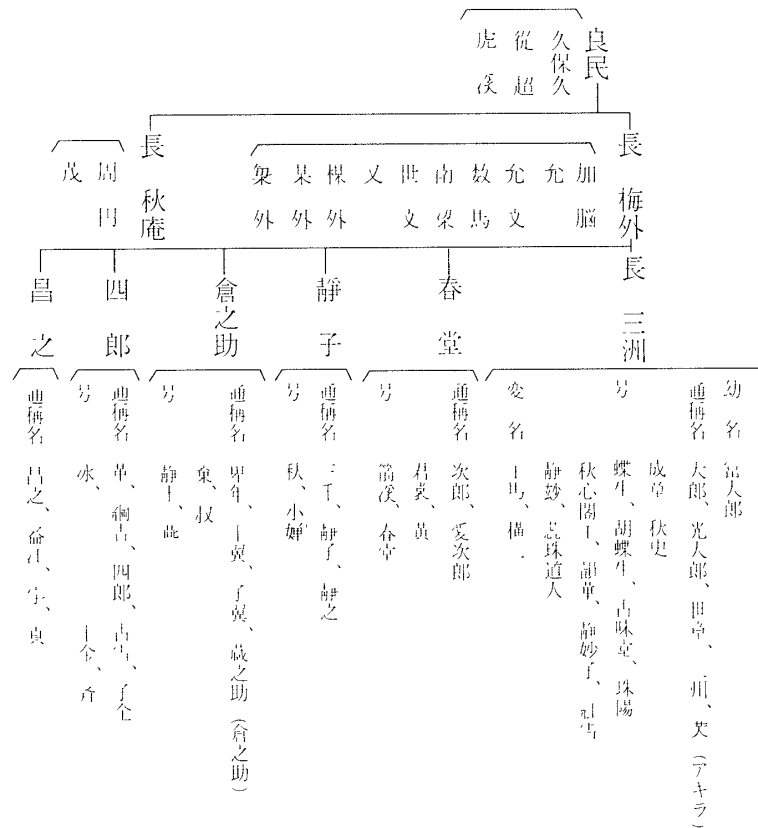


図1 長三洲家系図

\*中島三夫『長三洲』(1979年) p4 から一部転載

## 2. 経歴

長冰についての第1次資料は見当らない。そこで、まず「長三洲年譜」から氷に関する項目を抜粋し、表3にまとめた。(なお、年令欄は三洲のものであり、氷/四郎の年令は( )内に記載した。いずれも数え年である。)

氷の出生地を資料から特定することは難しい。しかし、三洲の年譜には、次のような氷に関連する記載がある。

『学制一覽』に関する研究

「天保10年 父梅外，英彦山の座主，甘露明王院教有の祐筆となり単身赴く。

天保13年 三洲兄弟，母に連れられて英彦山の父のもと，南溪荘に移住する」<sup>8</sup>

表3 「長三洲年譜」に記載された長冰関連事項

西暦	年号	年令	事 歴
1846	弘化3	14	弟四郎生る。
1856	安政3	24	正月，弟四郎11才を紹介して咸宜園に入門さす。
1866	慶応2	34	梅外一家長州へ逃亡。 (四郎21歳)
1867	3	35	長四郎忠勇隊にあり。 (四郎22歳)
1875	明治8	43	8月28日，弟四郎（冰）正院の権大主記。 (四郎30歳)
1883	16	51	11月，弟四郎死す。 (四郎38歳)

\*中島三夫『長三洲』（1979年）より安藤作成

また，弘化2年，三洲は父梅外とともに広瀬淡窓の咸宜園に入門するが，このとき父梅外は，「なお英彦山において座主の祐筆を務めながら，夜は毛谷村六助の道場あとに彦山村塾を開いていた。……母は妊娠中であり，赤貧洗うがごとく学資に乏しかった」<sup>9</sup>という。これらのことから冰の出生地を類推すると，英彦山南溪荘，現大分県下毛郡山国町ではないかと思われる。なお，出生後の経歴については明らかではない。

しかし，「文部省職員一覽表」（1874・明治7年4月20日印刷）には「中録」として，九等出仕と十等出仕との間に「長 冰」とある<sup>10</sup>。また，この職員録には「卿 木戸孝允，大輔を欠いて「少補 田中不二磨／大丞 小松 彰／長 茨」の記載があり，兄弟で在任していたことが確認できた。

1874年（明治7）の『掌中官員録』には，「文部省 権大録 長冰（山口）」とある<sup>11</sup>。また，長三洲の年譜には，1875年（明治8）「弟四郎（冰）正院の権大主記」<sup>12</sup>，『明治官員録』には，「内閣書記官 長官 金井之恭／二等属 岡守節／三等属 長 冰」とそれぞれ記載されている<sup>13</sup>。

以上ことから，冰は1874年には文部省の職員として，翌年には内閣書記官員として勤務していたことがわかる。彼は，兄三洲とともに「学制」関連の情報を入手しやすい立場にあったと考えられる。後述するように，『一覽』には，文部省布達の内容をあらかじめ知っていなければ記述できないと思われるような箇所がある。文部省の職員であれば，冰が『一覽』の編輯にあたったとしても不自然ではない。

ところで，冰の上司にあたる内閣書記官金井之恭は，次のような書経歴を有している<sup>14</sup>。

「号は金洞，上州の出身，幕末の志士である。明治維新後官途に就き累進して内閣書記官長官，元老院議官を経て貴族院議員に勅撰。書は中沢雪城に学び，のち貫名海屋に傾倒，明治書道の有数の大家である。」

また、直属の上司岡守節は習字手本（安藤隆弘蔵）を著している。その題箋・見返し・奥付等によれば、岡は山口県士族であり、本名は三橋、雅号は守拙であった。安藤が所蔵している手習い本は、版元文海堂、発行回春堂、岩田富美刻である。また、同誌は1880年（明治13）に発行された、縦長の折り帖型の小学校中等科三級用手本である。題材には実用的な農業商業用語が取り上げられ、その書風は当時通用の穏やかな唐様である。

氷の書は未見であるが、このような上司のもとに採用配属されていたという点から、その書技の高さが評価されていたと推察される。なお、『長三洲』には氷の漢詩集『古雪遺稿』が収められている。

## Ⅱ. 『学制一覽』の書誌学的特徴

### Ⅰ. 仕様

『一覽』は、東書文庫ならびに国立教育政策研究所の蔵書目録において「和」と記されている。このことは、『一覽』が造本として「和装本」であることを示している。版型については、東書文庫では縦の寸法を22 cmとしているのに対し、国立教育政策研究所では半紙本（通常半紙本の縦は24 cm）であるとして「半紙」と表記している。安藤所蔵の『一覽』の実測値は21.8×15.2 cmであり、同時代の『学制』、『小学教則』、『中学教則略』と同寸法であり、装丁その他についてもほぼ同じである。

装丁は袋綴じの和装本であるが、通常の糸で綴じた四つ目綴じではなく、紙縫りで二ヶ所を綴じた仮綴じのままである。紙縫りで綴じただけの造本であるが、推定130年を経過しても綴じた部分に損傷はなく、体裁を保っている。この仮綴じ本の形式は習字の手習本にも見られるが、頻繁に開閉する手習本であっても何ら支障なく体裁を保持することができた。表紙は堅紙を用いず、共紙表紙（前表紙・後表紙共に『一覽』と同質の用紙）の構成となっている。

なお、東書文庫所蔵本は堅紙表紙で四つ目綴じとなっているが、資料保護のために後補されたものであり、刊行当初の装丁ではないと思われる。また、表表紙の中央やや左寄りにペン書きで「学制一覽」と記されているが、これも堅紙表紙補修時に書かれたものであろう。

『一覽』の書名は子持ち枠の中央打ち付け外題（16.3×2.8 cm）となっており、見返しは白紙である。『一覽』は15丁、一面は10行である。図2から分かるように、第1丁表の第1行に首題の「学制一覽」、第2行に「長氷編輯」と記されている。『一覽』を開くと、版心の上から6 cmに細い複線がある。その下に3.5 cmの柱題「学制一覽」、その下5 cmのところには○があり、丁付はその下の表側に一、二～十四、十五とある。紙面の匡廓は子持ち枠で、12箇所そ

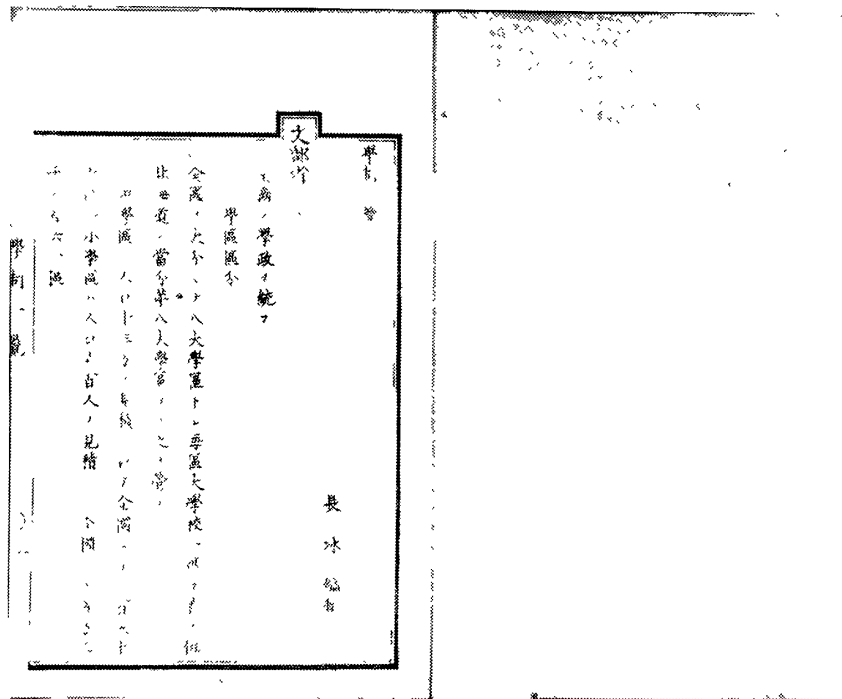


図2 『学制一覽』第1頁

れぞれ凸廓（適切な用語が書誌学の諸書に見当たらないため、便宜的に用いた）がある<sup>15</sup>。  
（図3参照）

最終の第15丁裏には幅2 cm、縦10 cmの「長氏蔵版」の文字があり、その上に三分角の蔵版朱印「長氏」が押されている。しかも、書籍の具備条件である刊行年の記載がない。（図4参照）

通常の木版印刷物であれば首題に呼応して尾題があつて然るべきであるが、本資料には首題があつて尾題がない。同様に、『学制』、『小学教則』、『中学教則略』にもそれぞれ首題はあるが尾題はない。これら3誌の場合、最終丁には責任官庁を示す「文部省」と記されている。したがって、『一覽』の編集は『学制』、『小学教則』、『中学教則略』の形式に倣ったものと考えられる。

後表紙の刊記には「官版 御用御書物所／東京横山町一丁目 出雲寺萬治郎」と記され、添えられた蔵版目録の書名は上下2段に、表4のように一つ書きにされている。

以上、『一覽』の仕様について詳述したように、書誌学的観点からその特徴としてあげられるのは以下の3点である<sup>16</sup>。

- ① 木版印刷書籍として首題はあるが、尾題がない。
- ② 書籍の具備条件としての刊行年がない。

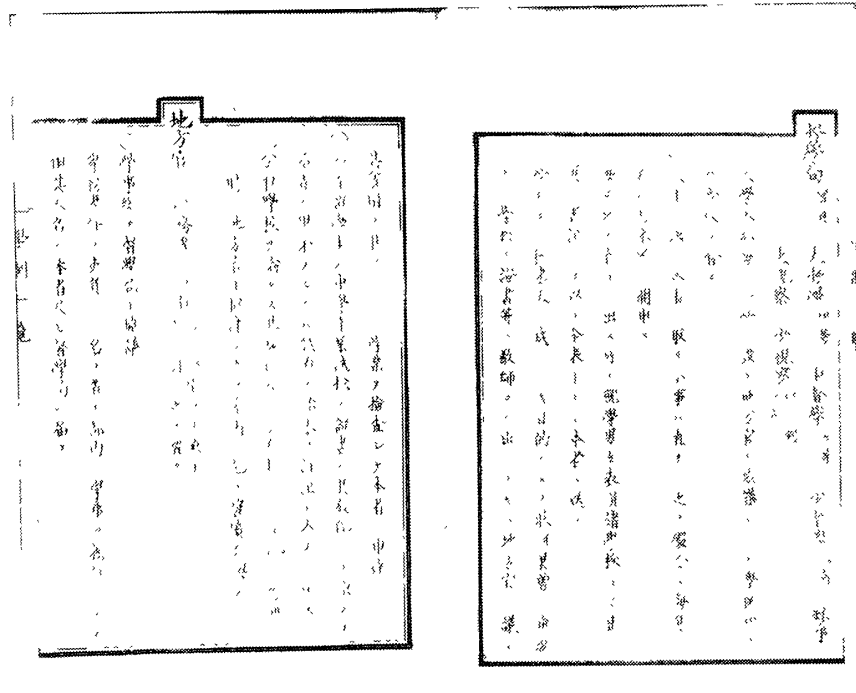


図3 『学制一覽』第3頁

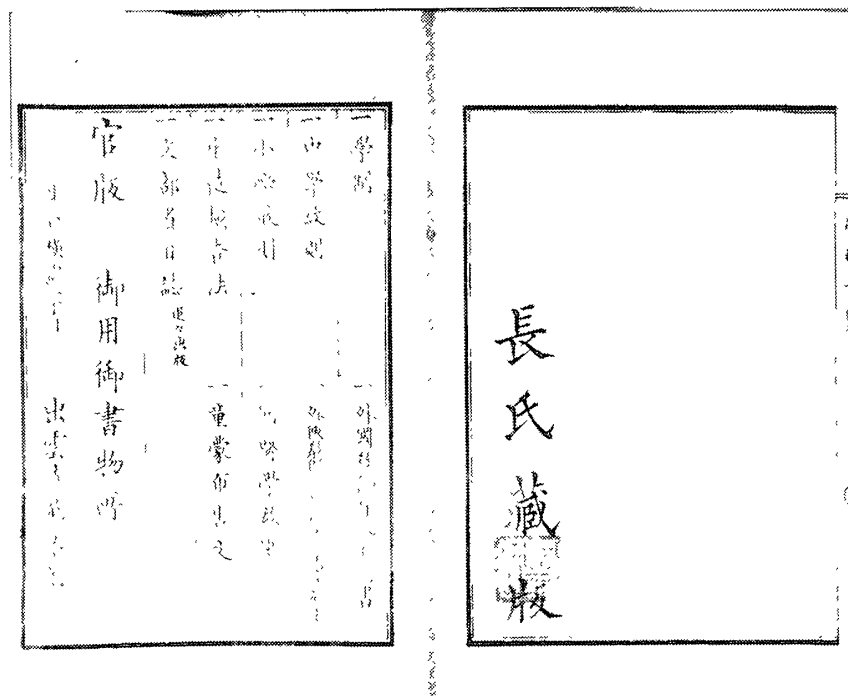


図4 『学制一覽』最終頁



## 『学制一覽』に関する研究

表4 『学制一覽』後表紙蔵版目録

上 段	下 段
一 学制	一 外国人教師雇入条約書
一 中学教則	一 外国教師ニテ教授スル中学教則
一 小学教則	一 同医学教則
一 生徒検査法	一 童蒙布告文
一 文部省日記追々出版	

\* 『学制一覽』より転載

③ 匡廓に凸廓が用いられている極めて稀な例である。

## 2. 版元

『一覽』の版元は出雲寺萬治郎である。版元は版下書き、字彫り師、摺り師、製本などの職人集団を擁し、出版物の印刷、製本、販売を行っていた。『一覽』が刊行された頃は、活版印刷と整版（木版）印刷との交替期であったが、仕上がりの美しさから木版印刷の需要が多かったといわれる<sup>17</sup>。また、『一覽』の奥付の蔵版目録には「文部省日記 追々出版」とあり、出雲寺萬治郎は、1872（明治5）年8月から翌年2月迄の木版製文部省日記の版元であった<sup>18</sup>。

出雲寺萬治郎が出版業界でどのような位置にあったかは不明であるが、次のように『武鑑』刊行の実績があった。

〔①出雲寺和泉掾 幕府の御用書肆にして武鑑の版元

▲ 同 萬治郎一江戸横山町 [大成武鑑] 嘉永一安政<sup>19</sup>

「武鑑」は、武家の姓名・紋所・知行高・居城・家来の姓名等を記録したものであり、民間の版元が発行していた。「武鑑」を書名とする書物には『太平武鑑』、『大成武鑑』、『正統武鑑』などがあるが、最初に「武鑑」を書名に用いたのは『本朝武鑑』（1685年、貞享2年、松会刊）である。

## Ⅲ. 『学制一覽』の刊行時期

本章では、『一覽』の刊行時期を推定するために『学制』と『一覽』とを比較検討する。具体的には、両者の大学区の分け方と編成内容の相違を明らかにすることである。

1. 『学制一覧』掲載の「八大学区全図」

本図（図5参照）は、開巻第一丁を繰った一丁ウと二丁オの見開きに描かれ、子持ち罫で囲った横書きの「八大学区全図」の見出しがある。全図では、北海道南端松前半島の極一部が記され、佐渡・老岐・対馬・沖縄・伊豆の島嶼を含めた本州・四国・九州の大学区が八色で区分けされている。その色分けは表5のとおりである。

また、二丁オ上部には単線で囲った次の二記事がある。

「大学区本部／東京府 愛知県／石川県 大坂府／広島県 長崎県／新潟県 青森県」  
 「諸府県人員ノ実数ニヨ／リ図中ニ毎県中学区ノ／数ヲ記ス故ニ学制上ノ／定数ト少シク異同アリ」

「八大学区全図」の囲み記事にある「学制上ノ定数」とされている記載は、以下の文部省布

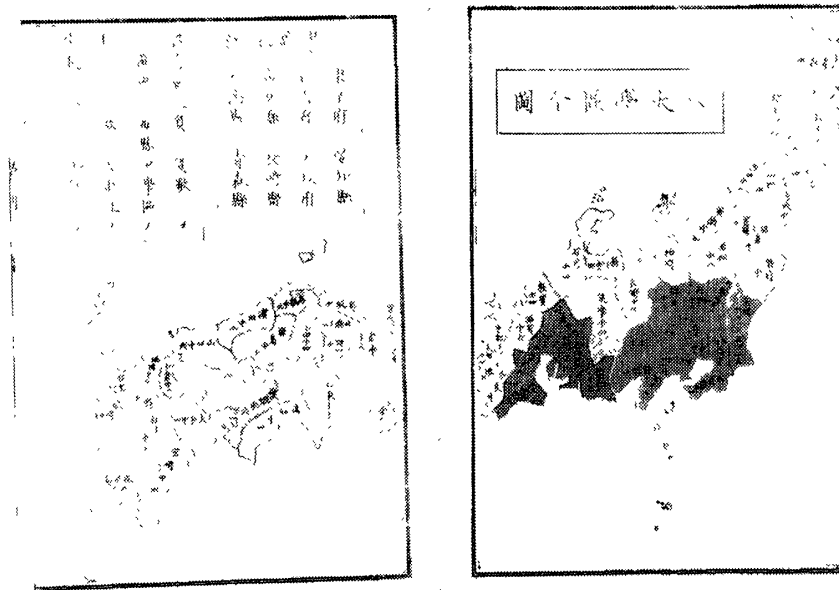


図5 「八大学区全図」

表5 「八大学区全図」の各学区に用いられた色

学区	掲載色	学区	掲載色
第一大学区	赤	第二大学区	紺
第三大学区	空色	第四大学区	桃色
第五大学区	青	第六大学区	薄赤
第七大学区	黄	第八大学区	灰色

\*「八大学区全図」から安藤作成

『学制一覽』に関する研究

達第 13 号（1873・明治 6 年 2 月 9 日）によると推察される。

「学制中左ノ通差加候条此段相達候也

第五章ノ末ニ人口大約十三万人ヲ以テ一中学区ノ目的トスノ註ヲ加フ

第六章ノ末ニ人口大約六百人ヲ以テ一小学区ノ目的トスノ註ヲ加フ」

『一覽』の本文ではこの第五章を、一丁オ「学区区分」の第二番目の○の条において「一中学区ハ人口十三万人ノ見積リヲ以テ全国ニテ二百五十六区」と解説している。これにしたがって「八大学区全図」では、各県名の下に人口の実数によって算出した中学区の数が「青森中四」のように示されている。掲載された中学区の実数は、合計 256 学区である。以下の表 6 に大学区ごとの中学区の実数をまとめた。

表 6 「八大学区全図」に掲載された各学区の中学区数

大学区区分	中学区数	大学区区分	中学区数
第一大学区	46	第二大学区	23
第三大学区	12	第四大学区	51
第五大学区	32	第六大学区	34
第七大学区	19	第八大学区	22

\*「八大学区全図」より安藤作成

1872 年（明治 5）の「学制」発布時、大学区は 8 つに分けられていたが、翌 73 年（明治 6 年 4 月 10 日文部省布達第 42 号）には八大学区が七大学区に改められた。このことから、『一覽』の（八大学区全図）に記載された学区の分け方が、八大学区か七大学区かによって『一覽』の刊行時期を限定していくことができる。そこで、まず本節では、「学制」の八大学区と七大学区、「八大学区全図」に記載された県名を表 8 に整理した。

なお、「学制」「文部省布達第 42 号」「八大学区全図」の大学区区分けに記載されている県の数は、表 7 のとおりである。

表 8 から分かるのは、「八大学区全図」の各学区の県名が七大学区のそれとほぼ一致してい

表 7 「学制」「文部省布達第 42 号」「八大学区全図」の掲載された県の数

	県の数
学制八大学区	75
布達七大学区	67
八大学区全図	67

\*静岡県は七大学区では第二大学区管下であったが、八大学区全図では学制八大学区の第一大学区に記載されている。

表8 「学制」「文部省布達第42号」「八大学区全図」の掲載された県名

学制八大学区 第一大学区 東京府 神奈川県 人間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県 茨城県 群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県 静岡県	八大学区全図 第一大学区 東京府 神奈川県 人間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県 茨城県 群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県 静岡県→第二大学区へ	布達七大学区 第一大学区 東京府 神奈川県 人間県 木更津県 足柄県 印旛県 新治県 茨城県 群馬県 栃木県 宇都宮県 山梨県
学制八大学区 第二大学区 愛知県 額田県 浜松県 犬上県→滋賀県へ 岐阜県 三重県 渡会県	八大学区全図 第二大学区 愛知県 額田県→愛知県へ 浜松県 岐阜県 三重県 渡会県	布達第七学区 第二大学区 愛知県 浜松県 岐阜県 三重県 渡会県 第三大学区から→筑摩県 同上 →石川県 同上 →敦賀県 第一大学区から→静岡県
学制八大学区 第三大学区 石川県 七尾県→石川県へ 新川県 敦賀県 足羽県→敦賀県へ 筑摩県	八大学区全図 第三大学区 石川県→第二大学区へ 新川県→第六大学区へ 敦賀県→第二大学区へ 筑摩県→第二大学区へ	
学制八大学区 第四大学区 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 堺県 和歌山県	八大学区全図 第四大学区 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 堺県 和歌山県	布達七大学区 第三大学区 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 堺県 和歌山県

『学制一覽』に関する研究

飾磨県 豊岡県 高知県 名東県 香川県→名東県へ 岡山県 滋賀県	飾磨県 豊岡県 高知県 名東県  岡山県 犬上県→滋賀県	飾磨県 豊岡県 高知県 名東県  岡山県 滋賀県
学制八大学区 第五大学区 広島県 鳥取県 島根県 北条県 小田県 浜田県 山口県 愛媛県 石鉄県→愛媛県へ 神山県→愛媛県へ	八大学区全図 第五大学区 広島県 鳥取県 島根県 北条県 小田県 浜田県 山口県 愛媛県	布達七大学区 第四大学区 広島県 鳥取県 島根県 北条県 小田県 浜田県 山口県 愛媛県
学制八大学区 第六大学区 長崎県 佐賀県 白川県 八代県→白川県へ 美々津県→宮崎県へ 都城県→宮崎県へ 鹿児島県 小倉県 大分県 福岡県 三潞県	八大学区全図 第六大学区 長崎県 佐賀県 白川県  宮崎県  鹿児島県 小倉県 大分県 福岡県 三潞県	布達七大学区 第五大学区 長崎県 佐賀県 白川県  宮崎県  鹿児島県 小倉県 大分県 福岡県 三潞県
学制八大学区 第七大学区 新潟県 柏崎県 置賜県 酒田県 若松県 長野県 相川県	八大学区全図 第七大学区 新潟県 柏崎県 置賜県 酒田県 若松県 長野県 相川県	布達七大学区 第六大学区 新潟県 柏崎県 置賜県 酒田県 若松県 長野県 相川県  第三大学区より→新川県
学制八大学区 第八大学区 青森県	八大学区全図 第八大学区 青森県	布達七大学区 第七大学区 青森県

宮城県	宮城県	宮城県
福島県	福島県	福島県
磐前県	磐前県	磐前県
水沢県	水沢県	水沢県
岩手県	岩手県	岩手県
秋田県	秋田県	秋田県
山形県	山形県	山形県

\* 「学制」「文部省布達第42号」「八大学区全図」から安藤作成

る点である。このことから、『一覽』に「八大学区全図」を掲載する時点で、すでに、編輯者は大学区が八から七に変更されることを知っていたのではないかと推察される。したがって、『一覽』の刊行時期は、少なくとも1873（明治6）年4月10日以前と考えられる。

## 2. 編成内容の相違

周知のように、「学制」は以下の4回にわたって布達された<sup>20</sup>。

- ① 学制 第1-109章 文部省布達第13号別冊 明治5年9月5日（旧8月3日）
- ② 学制二編 海外留学生規則 第110-159章 文部省布達第30号 明治6年3月18日
- ③ 学制追加 貸費生規則 第160-188章 文部省布達第51号 明治6年4月17日
- ④ 学制二編追加 第189-213章（専門学校）文部省布達第57号 明治6年4月28日

ここでは、『一覽』が4回にわたる「学制」の内容をすべて解説しているかどうか、『一覽』と「学制」の編成内容を比較検討することによって、その刊行時期の特定を試みた。表9は、『一覽』掲載の項目が「学制」のどの章にあたるかを整理したものである。

表9 『学制一覽』に掲載された「学制」の内容項目

学制一覽の掲載項目	学制の章番号	備 考
文部省 (学区区分)	1 (2-6)	学区区分は項目としてではなく、 解説中に記載。
督学局	15-17・47・55・65	
地方官	13・14・17-19・43・109	
学区取締	8・12-14	
大学	14・38	
中学	14・29・30-37・39・56	
小学	14・21-28・107-109	
教員	40-42・52・65	
生徒	48・49・51・52・54・94	

## 『学制一覽』に関する研究

海外留学生	59・62・64・68-75・81・82	学制二編の111・119の記載有り。
公使	60・84・87・88	学制二編の117の記載有り。
学費	92・93・99	

- \* 『学制一覽』『学制』『学制二編』から安藤作成<sup>21</sup>
- \* 煩雑さを避けるために「学制」の章番号で整理した。

表9からわかるように、『一覽』では『学制』と『学制二編』の一部の章が記載されている。これに対して『学制追加』と『学制二編追加』の内容は全く見られなかった。このことから、『一覽』の刊行時期は、1873（明治6）年3月18日から4月16日の間と設定できる。

また、前節で述べたように、『一覽』の「八大学区全図」と「七大学区」の県名が一致していることから、『一覽』の刊行時期は「七大学区」への変更の布達が出された4月10日以前ということになる。

さらに、『一覽』の「地方官」の項目には「学区取締ヨリ出ス町ノ就学男女表並ニ……毎年四月之ヲ督学局ニ出ス」と記載されており、「学制」同様、「小中学及私学一覽表」を督学局へ提出する時期を4月としている。しかし、3月28日に出された文部省布達第35号では、「小中学及私学一覽表」の督学局へ提出時期は2月である。したがって、『一覽』の刊行時期は3月28日以前と考えられる。

以上のことから、『一覽』の刊行時期は1873（明治6）年3月18日から3月28日の間と推定できる。

## おわりに

以上述べてきたことをまとめておきたい。これまで、『一覽』の編輯者は学制取調掛の長三洲とされてきた。しかし、それは誤りだったことがわかった。『一覽』の編輯者は、「学制」が発布された頃、文部省の職員として勤務していた三洲の弟長冰であった。冰についての詳細は不明のままであるが、少なくとも文部省職員／内閣書記官員として三洲の周辺にいたことは間違いない。

また、『一覽』の刊行時期は、1873（明治6）年3月18日から3月28日の間であったことも明らかになった。当時の文部省の政策は、「学制」関連の布達が4回にわたって出されたことからわかるように、現在と異なり試行錯誤の連続だった。『一覽』の刊行は、このような混乱の中でなされたと考えられる。

さらに、『一覽』の書誌学的特徴としてわかったことは、『学制』、『小学教則』、『中学教則略』

と同様に、首題はあるが尾題のない木版印刷書籍であるという点である。しかも、書籍の具備条件としての刊行年の記載がないこと、匡廓に凸廓が用いられている極めて稀な例であることが明らかになった。

周知のように、「学制」に関する原資料は、1873年の皇居炎上による内閣記録の消滅、1923年の関東大震災による文部省史料の消失によってきわめて乏しい。『一覽』がどのような意図のもとに、いかなる経緯で作成されたのか。また、その頒布量はどの程度であったのか。実際に、『一覽』はどのように使用されたのか、あるいはほとんど使用されなかったのか。これらの点については、今のところ不明である。

なお、本稿では『一覽』の記載内容である小学と中学の教科名に関して、『学制』、『小学教則』、『中学教則略』と比較検討をすることができなかった。今後の課題としたい。

#### 【謝辞】

本稿作成にあたって、独立行政法人国立教育政策研究所渡部宗助先生、川村学園女子大学西川誠先生に資料の所在、解釈等についてご教示いただいた。ここに記して深く感謝する次第である。

\* 本稿は、教育史学会第45回大会（2001年9月30日、上越教育大学）において、安藤が口頭発表した内容を、内海崎が再構成し、加筆したものである。

#### 注

- 1 井上久雄『増補学制論考』風間書房、1963年。尾形裕康『学制成立史の研究』校倉書房、1973年。倉沢剛『学制の研究』講談社、1973年、『小学校の歴史Ⅰ—学制期小学校政策の発足過程—』ジャパン・ライブラリ・ビューロー、1963年。
- 2 文部省『目でみる教育のあゆみ』東京美術、1967年、18—19頁。
- 3 『学制一覽』が他資料と組み合わせて図版に収められているのは、以下のとおりである。文部省『目でみる教育のあゆみ』東京美術、1967年。海後宗臣監『日本近代教育史事典』平凡社、1971年。国立教育研究所編『日本近代教育百年史』教育研究振興会、1975年。加藤達成監『書写・書道教育史資料』東京法令出版、1984年。
- 4 『学制一覽』（安藤隆弘蔵）より筆者らが作成した。
- 5 中島三夫『長三洲』私家版、1979年、1—4頁。
- 6 管見の限りでは、『学制一覽』の編輯者についての記載は見当たらない。「長氷」については取り立てて検討されることもなく、「長三洲」とされていたと考えられる。
- 7 前掲、中島、314—316頁参照。



『学制一覽』に関する研究

- 8 前掲, 中島, 314 頁。
- 9 前掲, 中島, 10 - 11 頁。
- 10 尾形裕康『学制実施経緯の研究』校倉書房, 1963 年。なお, 九等出仕には榊原芳野, 伊沢修二, 浜尾新などの名が見られる。
- 11 氷の出生地は大分県であったが, 勤王派父梅外が長州藩に逃亡したことにより, 出自を山口としているのではないと思われる。
- 12 前掲, 中島, 318 頁。
- 13 大崎清重編『明治官員録』1879 年。
- 14 飯島春敬編『書道辞典』東京堂出版, 1995 年。
- 15 他に凸廓の例は, 長沢規矩也著『図解和漢印刷史』(汲古書院 1976 年)の図版 256 に玉巖堂製本並頒行書日の巻頭が示され, その第 1 行の「大日本史二百四十三卷」が同様の形式となっている。
- 16 書誌学上の分析については, 以下の文献を参照した。山岸徳平『書誌学序説』岩波書店, 1977 年, 川瀬一馬『日本書誌学の研究』講談社, 1943 年。
- 17 福沢諭吉『学問のすすめ』は, 全 17 冊のうち木版印刷が 9 冊, 活版印刷が 6 冊, 木版活版両用印刷が 2 冊であった。詳細は, 『福沢諭吉全集』岩波書店, 1959 年, 岡野他家夫『日本出版文化史』春歩堂, 1960 年, 長沢規矩也『図解和漢印刷史』汲古書院, 1976 年, を参照。
- 18 なお, 安藤が確認したところ, 再刊された 1878 年の活字版文部省日記には出雲寺萬治郎の名は見られなかった。
- 19 井上和雄編『慶長以来 書賈集覽』彙文堂書店, 1916 年。
- 20 「学制」関連資料は以下の文献による。教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』教育資料調査会, 1938 年。日本近代教育史料研究会編『編集復刻 日本近代教育史料大系 第 2 卷 公文記録 (I) 太政類典 I』「太政類典 第 2 編第 243 卷 学制 (一) 第 244 卷 学制 (二)」龍溪書舎, 1994 年。
- 21 なお, 「学制」にありながら, 『学制一覽』に掲載されていない章は次のとおりである。  
20, 44 - 46, 57, 66, 67, 76, 79, 80, 83, 85, 86, 89, 90, 91, 95 - 98, 101, 103 - 106  
反対に, 「学制」には見られないもので『学制一覽』に加えられているのは, 次のとおりである。

督学局	官員 大督学四等 中督学五等 少督学六等 録事/大視察 少視察以上判任官
地方官	学務専任吏員或イハ県官ヨリ兼ネ/或イハ別ニ之ヲ置ク
大 学	事務官 大学長 大学権長以上奏任官 録事判任官/大教授 中教授以上勅任官 少教授 大助教 中助教/少助教以上奏任官
中 学	事務官 中学長奏任官 中学権長 録事以上判任官/教授官 大教授奏任官 中教授少教授 大助教 中助教/少助教以上判任官
小 学	事務ハ教授/官之ヲ兼ヌ/教授官 大教授 中教授 少教授 大助教以上判任官/ 中助教 少助教以上等外